**令和3年度「福祉サービス第三者評価調査者」継続研修　実施要綱**

本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、大阪府からの委託を受け実施するものです。

**１．趣旨・目的**

　　本研修は、福祉サービス第三者評価業務に従事している評価調査者が、福祉サービスの多様化に対応できるよう、継続的にさらなるスキルアップの研修機会が必要であることから、第三者評価事業の実施状況や課題等の理解、先進的な取組みや困難事例の検証等によって評価調査者の質の向上に資することを目的としております。

**２．受講対象者**

大阪府が管理する「福祉サービス第三者評価調査者養成研修修了者名簿」に登載されている者。

　（※本研修の受講により、評価調査者の有効期限が、令和６年度（令和７年3月31日）まで延

長されます。）

**３．研修日程**

（１）実施方法

ＷＥＢ配信形式で実施。例年、基礎編・スキルアップ編の2回の集合研修を実施しておりましたが、今年度はWEB配信で2回実施します。

　詳細は、受講決定後お知らせいたします。

（２）研修日程（視聴期間）

2月中旬から一週間程度（予定）

（３）実施内容

　　・①：評価調査者の活動に求められる基礎的なスキル及びさらなる質の向上を図る実践的研修

　　・②：放課後児童健全育成事業の概要及び第三者評価基準解説

　　※詳細につきましては、カリキュラムをご参照ください。なお、**②については、すでに児童福**

**祉分野の資格を取得している方のみ受講可能です。**

**４．カリキュラム**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **～研修カリキュラム①（予定）～** | | |
| **WEB配信** |  |  |
| 時間 | 科目 | 講師名 |
| ２０分 | 第三者評価の実施状況と課題 | 大阪府福祉部地域福祉推進室  地域福祉課　担当職員 |
| １５０分 | 評価基準における判断と評価結果報告書の作成について | 東大阪大学　こども学部こども学科　　　　　　教授　潮谷　光人　氏 |
| ６０分 | 第三者評価の基準の理解と判断のポイント | 評価機関連絡会　代表幹事 |
| ４０分 | 【高齢福祉分野】評価実施時の課題共有並びに評価コメントのさらなる質の向上について | 調査評価者 |
| ４０分 | 【障がい福祉分野】評価実施時の課題共有並びに評価コメントのさらなる質の向上について | 調査評価者 |
| ４０分 | 【児童福祉分野】評価実施時の課題共有並びに評価コメントのさらなる質の向上について | 調査評価者 |

※カリキュラムは変更となる可能性がございます。

◎参考動画

高齢福祉分野・・・令和3年度介護報酬改定における主な改定事項

（大阪府高齢介護室介護事業者課が作成した集団指導に係る動画）

【所要時間】居宅系サービス　30分

施設系サービス　30分

障がい福祉分野・・・令和3年度障がいサービス報酬改定における主な改定事項

（大阪府障がい福祉室生活基盤推進課が作成した集団指導に係る動画）

【所要時間】50分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **～研修カリキュラム②（予定）～** | | |
| **WEB配信** |  |  |
| 時間 | 科目 | 講師名 |
| 9０分 | 【児童福祉分野】放課後児童健全育成事業の事業概要説明等 | 大阪健康福祉短期大学　子ども福祉学科  教授　代田　盛一郎　氏 |
| 90分 | 【児童福祉分野】放課後児童健全育成事業に係る制度解  　　　　　　　　説 | 大阪健康福祉短期大学　子ども福祉学科  教授　代田　盛一郎　氏 |
| ９０分 | 【児童福祉分野】放課後児童健全育成事業の  第三者評価基準解説 | 評価機関連絡会　代表幹事 |

**※**カリキュラムは変更となる可能性がございます。

**５．募集定員**

　　ＷＥＢ配信のため、定員は設けておりません。

**６．修了基準および修了証**

　動画を視聴の上、所定のレポートの提出をもって修了とします。

**７．受講費用**

・1回５,000円

・WEB配信に係る通信費など実費については自己負担になります。

**・「振込先」「振込方法」は、受講決定通知書に同封して送付いたします。**

**・納付済みの受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。**

**・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振り込み控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。**

・振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

**８．申込方法及び申込締切日**

申込方法は、大阪府の認証評価機関に所属している方と所属していない方で異なります。

1. 大阪府の認証評価機関に所属している方

・**別紙1「受講申込書」（評価機関申込用）**に、所属評価機関においてとりまとめのうえ必要事項を記入し、個人宛に受講決定（不可）通知書が届くよう、**宛先に受講申込者名を記入した人数分の「切手（8４円分）貼付済みの返信用封筒（長型3号）」を同封**し、下記の申込先に郵送してください。

**※返信用封筒には、宛先（受講者申込者名）を必ずご記入ください。**

1. 大阪府の認証評価機関に所属していない方

・**別紙2「受講申込書」（個人申込用）**に必要事項を記入し、**「切手（8４円分）貼付済みの返信用封筒（長形３号）」を同封**のうえ、下記の申込先に郵送してください。

**※返信用封筒には、宛先（受講申込者名）を必ずご記入ください。**

【申込先】　〒562－0012　大阪府箕面市白島三丁目５番５０号

　　　　　　社会福祉法人大阪府社会福祉事業団「福祉サービス第三者評価調査者研修事務局」

　　　　　　ＴＥＬ：０７２－７２４－８１６７　　ＦＡＸ：０７２－７２４－８１６５

**締め切り：令和４年１月２５日（火）※必着**

**※締め切り当日１８：００までに研修事務局に届いた申込書のみ受付いたします。**

**※期日を過ぎた場合及びＦＡＸでの受付は一切いたしません。**

**※ご提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。**

　　※受講の可否については、同封いただいた返信用封筒で郵送にてお知らせいたします。

**※２月10日（木）の時点で受講決定（不可）通知書が届いていない場合のみ**、研修事務局にお問合せください。

**９．有効期限の延長について**

　　本研修の受講により、大阪府福祉サービス第三者評価調査者研修実施要領第９条第１項第２号により、評価調査者の有効期限が、令和６年度（令和７年3月31日）まで延長されます。

　　次の条件すべてを満たす方は、本研修を受講・修了しない限り、今年度（令和４年3月31日）に評価調査者の資格を失効しますので、ご注意をお願いいたします。

（1）令和元年度から令和３年度の間、1度も評価調査に従事していない方

（2）令和元年度から令和３年度の間に実施した「養成研修」又は「継続研修」を修了していない方

**※ 評価調査者資格の有効期限の考え方（平成３０年度養成研修修了者の例）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| H３０年度 | R１年度 | R２年度 | R３年度 | R４年度 | R５年度 | R６年度 |
| 1. 養成研修修了 |  | ②評価業務従事 | ③継続研修修了 |  |  |  |

＊有効期限について、①の場合はR３年度末まで、②の場合はR５年度末まで、③の場合はR６年度末までとなります。

|  |
| --- |
| **注意事項**  　　研修カリキュラム、受講費用及び資格の有効期限の延長について、お問い合わせがございましたので、追記いたします。  （１）研修カリキュラムについて  　　今年度の継続研修は、以下の研修カリキュラム①と研修カリキュラム②をWeb配信で各１回実施します。  ・①：評価調査者の活動に求められる基礎的なスキル及びさらなる質の向上を図る実践的研修  　・②：放課後児童健全育成事業の概要及び第三者評価基準解説  （２）受講費用について  　　研修カリキュラム①と研修カリキュラム②の受講には、各5,000円費用が発生します。研修カリキュラム①と研修カリキュラム②の両方を受講する場合は、受講費用として10,000円が生じます。各自で受講したいカリキュラムのご選択をお願いいたします。  （３）資格の有効期限延長について  　　児童福祉分野の既資格取得者は研修カリキュラム①または研修カリキュラム②のどちらかの受講で有効期限が延長されます。 |